

一宮市景観に関する 届出の手引き

令和3年4月
一宮市

目次

1	景観計画と景観法による届出	1
1	景観計画の概要	1
2	景観計画区域と景観軸・景観ゾーン	1
3	届出対象行為	3
4	景観形成基準	4
5	届出の対象となる区域（詳細図）	9
6	届出手続きの流れ	23
7	届出に必要な添付図書	24
2	銀座通り都市景観形成地区の届出	27
1	都市景観形成地区の届出について	27

1 景観計画と景観法による届出

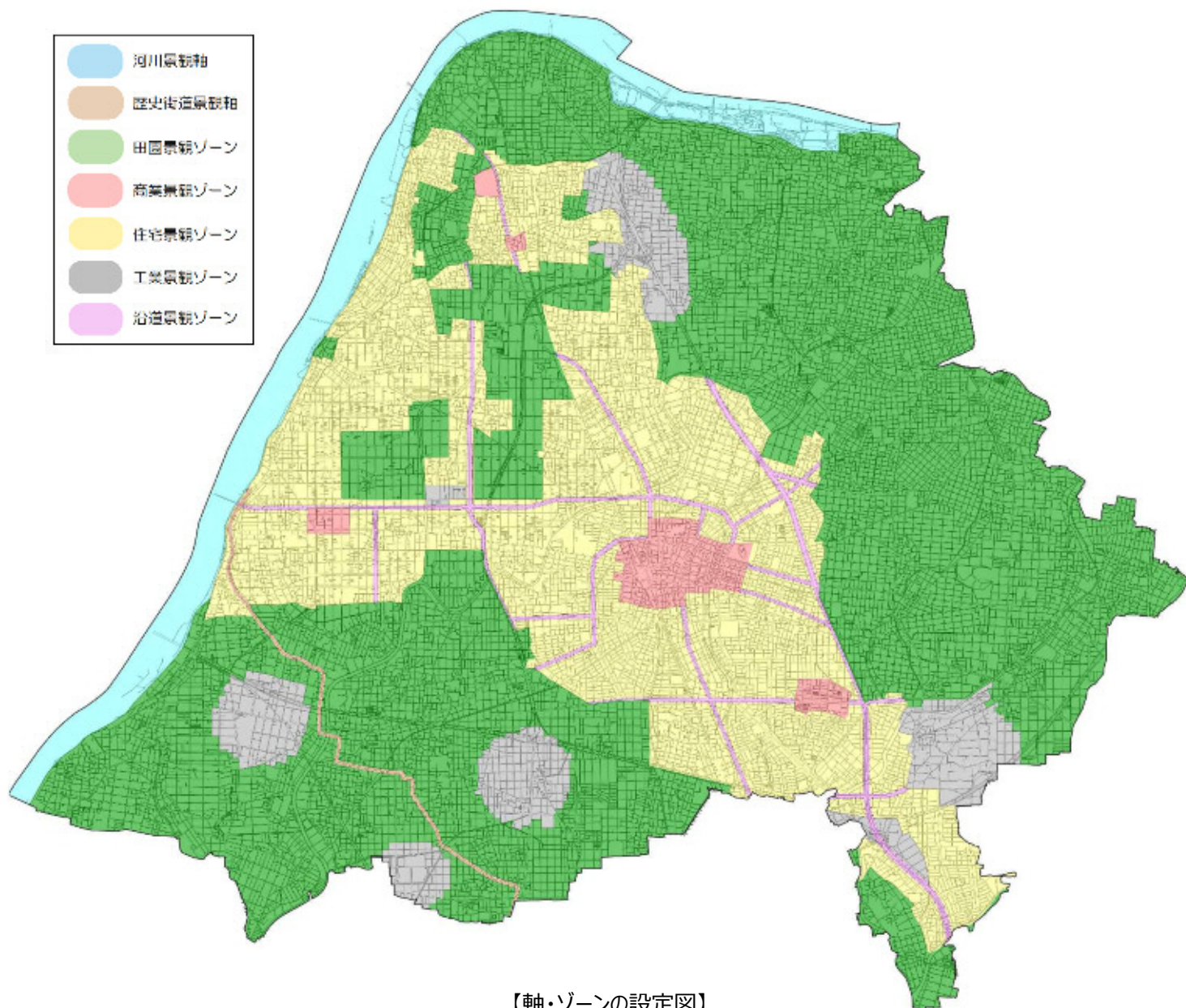
1 景観計画の概要

景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画です。

一宮市では、「木曾川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち 一宮」を基本理念とした一宮市景観計画を令和3年4月に策定しました。

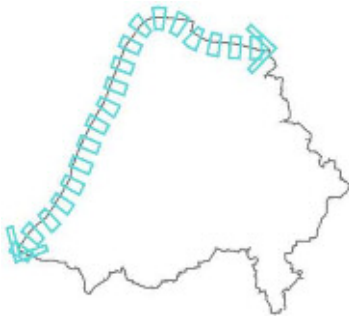






2 景観計画区域と景観軸・景観ゾーン

景観計画区域は一宮市全域とし、本市の景観特性を踏まえ、2つの景観軸と5つの景観ゾーンを設定しました。



【軸・ゾーンの設定図】

【景観軸・景観ゾーンの設定】

○河川景観軸	○歴史街道景観軸	○田園景観ゾーン																
 <p>木曽川堤防の河川側</p>	 <p>美濃路 (道路境界から 20m)</p>	 <p>市街化調整区域のうち、都市計画マスタープランの土地利用方針図“産業拠点”を除いたエリア</p>																
○商業景観ゾーン	○住宅景観ゾーン	○工業景観ゾーン																
 <p>都市計画マスタープランの土地利用方針図“商業業務地”</p>	 <p>市街化区域のうち、商業景観ゾーン、工業景観ゾーン、沿道景観ゾーンを除いたエリア</p>	 <p>都市計画マスタープランの土地利用方針図“専用工業地、工業地、産業拠点”</p>																
○沿道景観ゾーン		<p>●敷地が複数の景観軸、景観ゾーンにまたがる場合の取扱い</p>																
 <p>都市計画マスタープランの土地利用方針図“沿道複合地”のうち、商業景観ゾーンを除いたエリア (対象路線境界から 20m)</p> <div data-bbox="587 1489 1002 1769" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(対象路線名 (一部区間)) 一宮弥富線、北尾張中央道、国道 22 号線、西尾張中央道、一宮犬山線、一宮各務原線、一宮春日井線、一宮小牧線、岩倉街道線、富田一宮線、名古屋岐阜線、濃尾大橋線、萩原多気線</p> </div>		<table border="1" data-bbox="1069 1400 1444 1792"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>軸・ゾーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>河川景観軸</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>歴史街道景観軸</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>田園景観ゾーン</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>商業景観ゾーン</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>沿道景観ゾーン</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>住宅景観ゾーン</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>工業景観ゾーン</td> </tr> </tbody> </table> <p>建築敷地が複数の軸・ゾーンにまたがる場合には、上記の優先順位の高い軸・ゾーンの届出対象を適用し、景観形成基準を満たすこととする。</p>	優先順位	軸・ゾーン	1	河川景観軸	2	歴史街道景観軸	3	田園景観ゾーン	4	商業景観ゾーン	5	沿道景観ゾーン	6	住宅景観ゾーン	7	工業景観ゾーン
優先順位	軸・ゾーン																	
1	河川景観軸																	
2	歴史街道景観軸																	
3	田園景観ゾーン																	
4	商業景観ゾーン																	
5	沿道景観ゾーン																	
6	住宅景観ゾーン																	
7	工業景観ゾーン																	

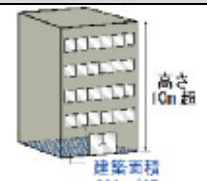
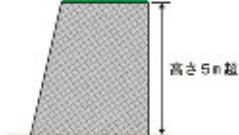
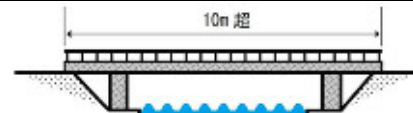
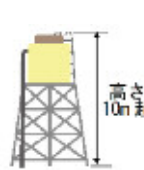
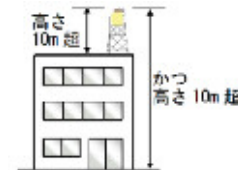
3 届出対象行為

景観軸、景観ゾーンごとに、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為を行う場合、届出が必要になります。届出が必要な行為（届出対象行為）下記のとおりです。

【届出対象行為（建築物・工作物・開発行為）】

届出対象 行為		区分					
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン
建築物	改築、 移転、 外観を伴う修繕	・全て	・高さ10m超 ・建築面積 300㎡超	・高さ10m超 ・建築面積500 ㎡超	・高さ13m超 ・建築面積1,000㎡超	・高さ15m超 ・建築面積 1,000㎡超	・高さ13m超 ・建築面積 1,000㎡超
		・全て	・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるもの にあつては、その高さが5m超、かつ当該建築物の高さとの合計が10m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるもの にあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	・高さが15m超 ・建築物と一体となって設置されるもの にあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が15m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるもの にあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	
		<ul style="list-style-type: none"> ・高さが5mを超える擁壁、その他これに類するもの ・長さが10mを超える橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの 					
開発行為		・開発区域の面積 3,000 ㎡以上の開発行為					

【参考】届出対象行為イメージ

届出対象行為		イメージ図(例: 歴史街道景観軸)
建築物	新築、 増築、 改築、 外観の 変更を 伴う 修繕	 <p>高さ10m超 建築面積300㎡超</p>
工作物	擁壁、その他これに類するもの	 <p>高さ5m超</p>
	橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの	 <p>10m超</p>
工作物	煙突、塔、高架水槽、その他類するもの 上記のうち、建築物と一体となって設置されるもの	 <p>高さ10m超</p>
	製造施設、貯蔵施設、水道・電気等の供給施設、通信施設、ごみ等の処理施設、その他これらに類するもの 上記のうち、建築物と一体となって設置されるもの	 <p>高さ10m超 かつ高さ10m超</p>

4 景観形成基準

2つの景観軸、5つの景観ゾーンにおける届出対象行為に対する景観形成基準は下表のとおりです。

【景観形成基準（建築物）】

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
配 置	・河川景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。	●						
	・歴史街道景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。		●					
	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。			●	●	●	●	●
	・建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化する。	●	●	●		●	●	
	・隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう、できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする。 ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。		●	●	●	●	●	●
	・公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。				●	●		●
形 態 ・ 意 匠	・堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	●						
	・歴史街道沿いの建築物は、歴史的資源や伝統的建築物と調和するデザインとする。		●					
	・田畑周辺に立地する建築物は、田園景観と調和するデザインとする。			●				
	・商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。				●			
	・マンションをはじめ大型建築物は、落ち着いたデザインとする。					●		
	・工場、倉庫系の建築物は、周辺に圧迫感を与えない落ち着いたデザインとする。						●	
	・商業系の建築物は、にぎわいと沿道の一体感を高めるデザインとする。							●
	・河川景観との調和に配慮する。	●						
	・周囲の建築物や歴史街道との調和に配慮する。		●					
	・周囲の建築物やまちなみ及び田園景観との調和に配慮する。			●				
	・周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。				●	●	●	●
・建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間を創出する。				●				

「●」：該当箇所

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
色彩	・建築物の外壁は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする。	●	●	●	●	●	●	●
	・派手な色は用いない。色彩は色彩基準※1を超えないものとする。 ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または鉛直投影面積※2の100分の10以下の範囲で、外観のアクセント色（アクセントカラーの例は※3を参照）として着色される部分の色彩においては、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
素材	・周辺の景観と調和し、経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる（自然素材は除く）。	●	●	●	●	●	●	●
付 属 設 備	・空調室外機等の建築設備は、河川敷、堤防道路等から見えない位置に設ける。	●						
	・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。		●	●	●	●	●	●
	・建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しない。	●	●	●	●	●	●	●
	・屋上に設置する場合は、河川敷及び堤防道路から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。	●						
	・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。		●	●	●	●	●	●
外 構 ・ 緑 化	・敷地内は植栽などにより緑化する。	●	●	●	●	●	●	●
	・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。			●	●	●	●	●
	・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する。						●	
維持・管理	・建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理する。	●	●	●	●	●	●	●

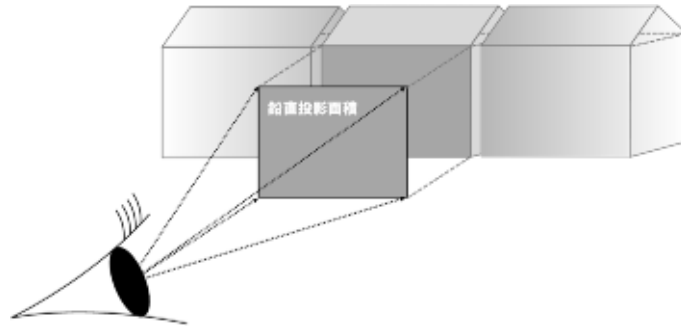
「●」：該当箇所

【景観形成基準（工作物・開発行為）】

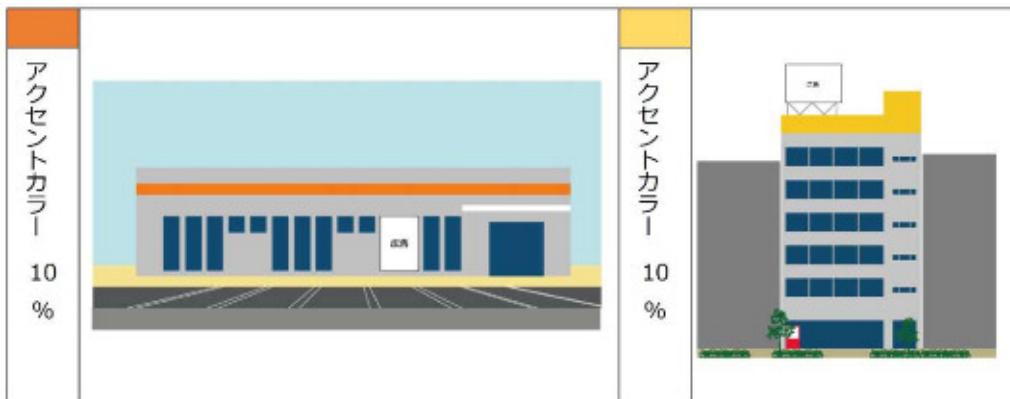
	行為制限項目	景観形成基準
工 作 物	配置	・周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。
	形態・意匠	・歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。
	色彩	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。
	素材	・周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。
	付属設備	・周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。
開 発 行 為	立地する場所の景観特性への配慮	・敷地内及び周辺の良好な樹林や河川、水辺などを生かすよう配慮する。
	土地の形質の変更	・開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲と調和させる。
	大規模開発における良好なまちなみ・景観の誘導	・既存の樹林地はできる限り保全・活用する。

※1：色彩基準については、マンセル表色系に基づき別途設定しております。（下記参照）

※2：鉛直投影面積のイメージ



※3：アクセントカラーのイメージ

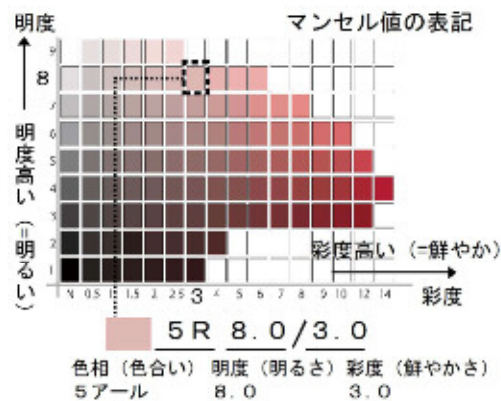
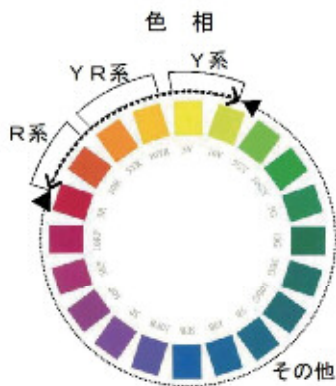


●色彩の景観形成基準

本市では、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為について、色彩の制限を以下のように設定します。なお、歴史街道景観軸とその他の市全域とで基準値を区分します。その理由として、歴史街道景観軸については、地域に相応しい歴史的建築物の多くが低明度であるため、明度の下限値を設けないこととする一方、その他の市全域では、まちなみが暗くならないよう、明度の下限値を設定しました。

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R～Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R～Y	4以上	6以下
	その他		2以下

※注）下記の色は印刷のため、実際のマンセル値と異なります。

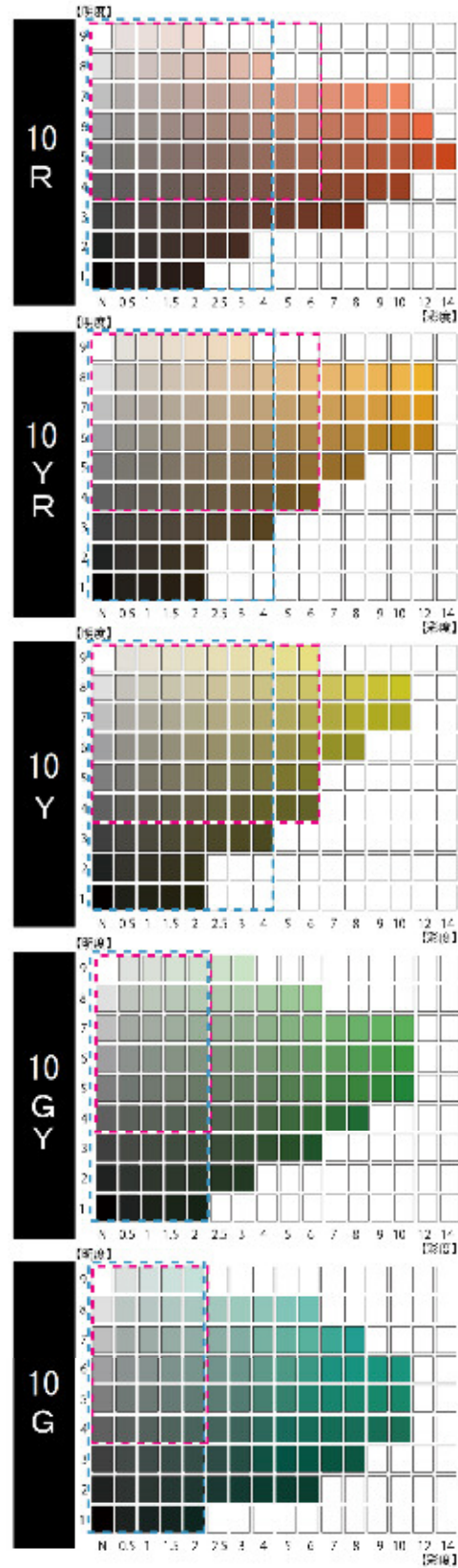
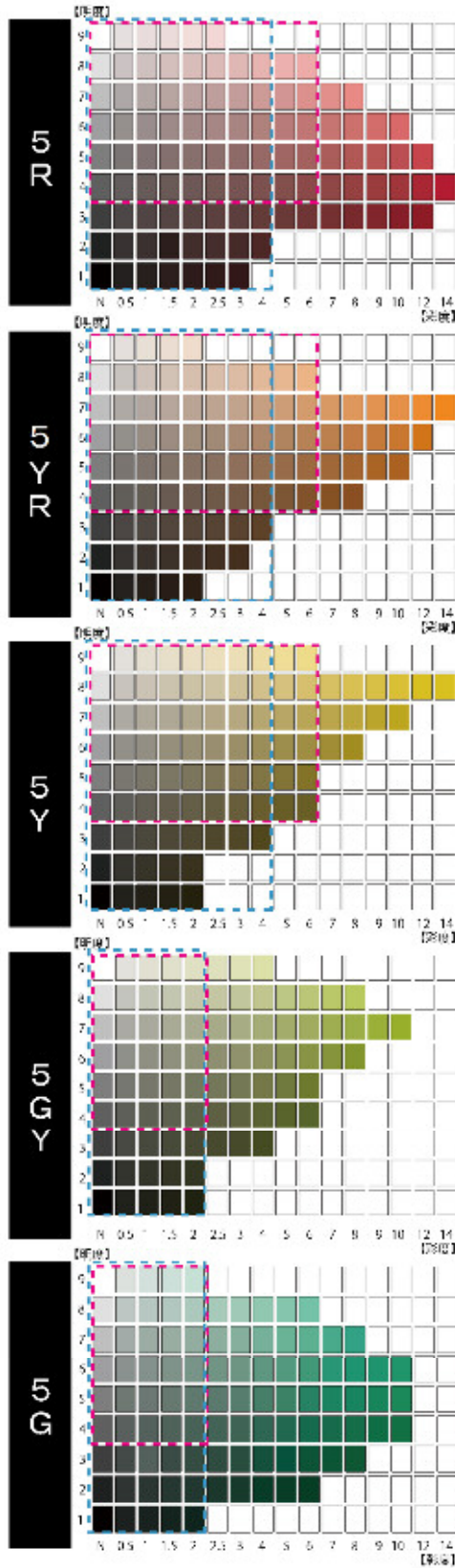


【参考】色彩基準のカラーチャート（市全域）

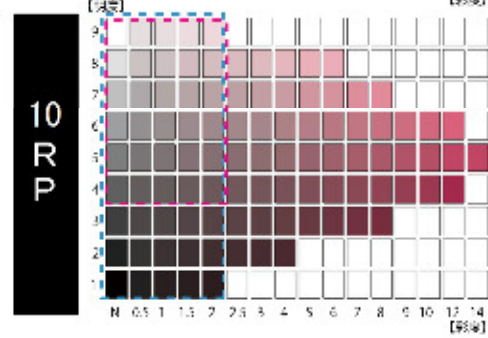
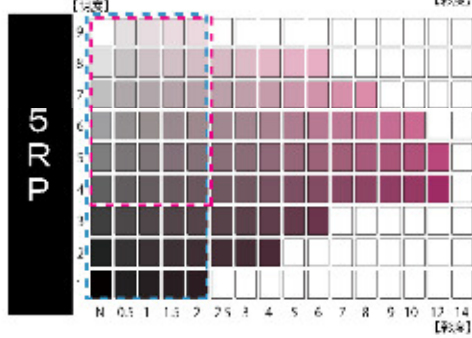
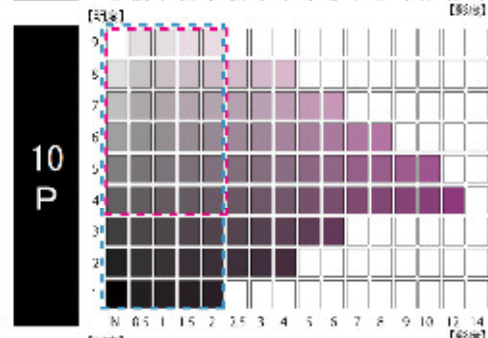
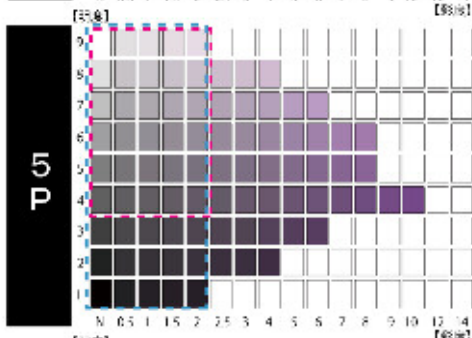
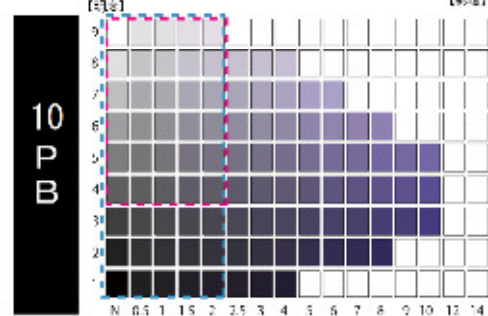
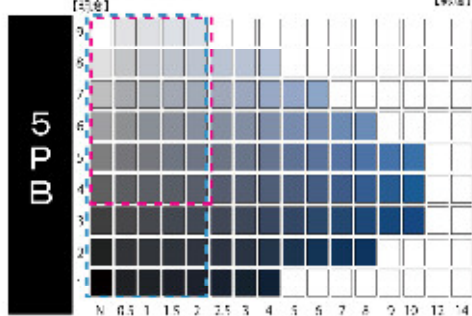
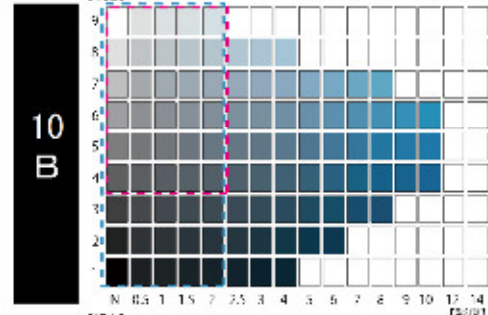
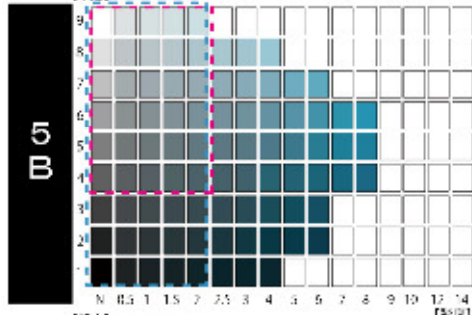
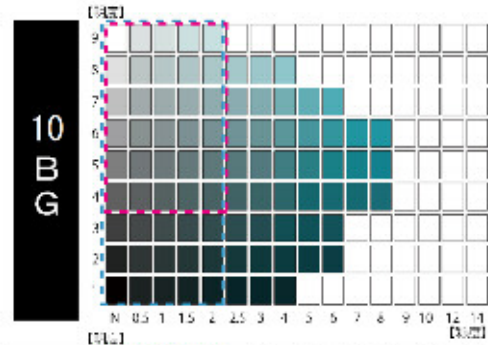
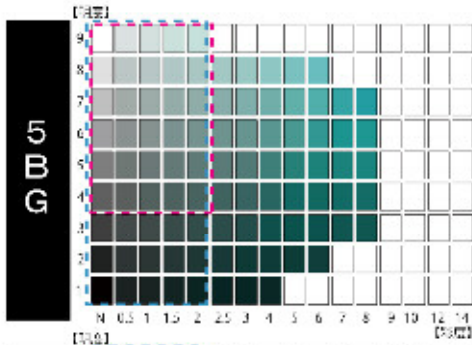
< 色彩基準 >

歴史街道景観軸

その他の市全域

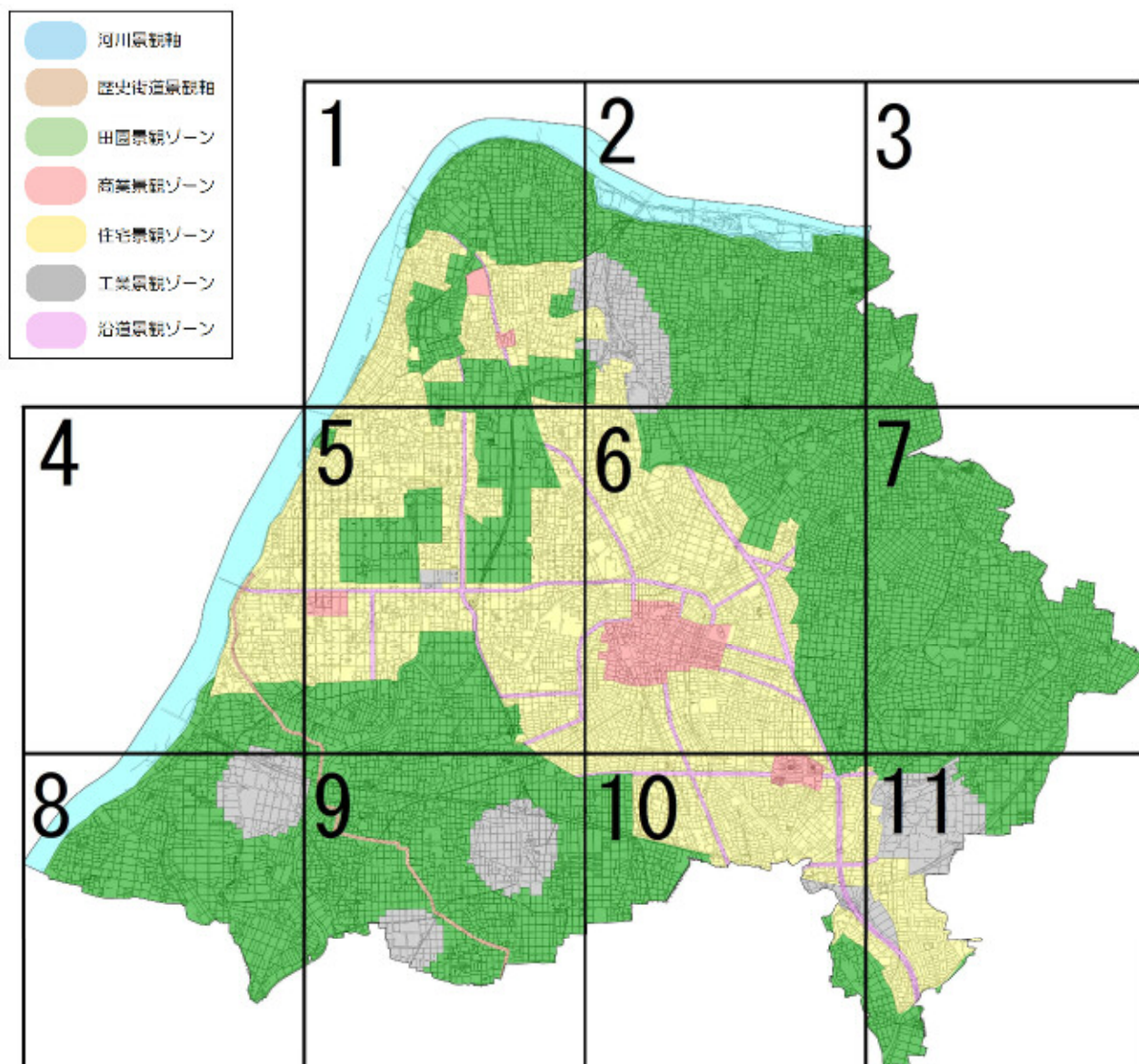


< 色彩基準 > 歴史街道景観軸 その他の市全域

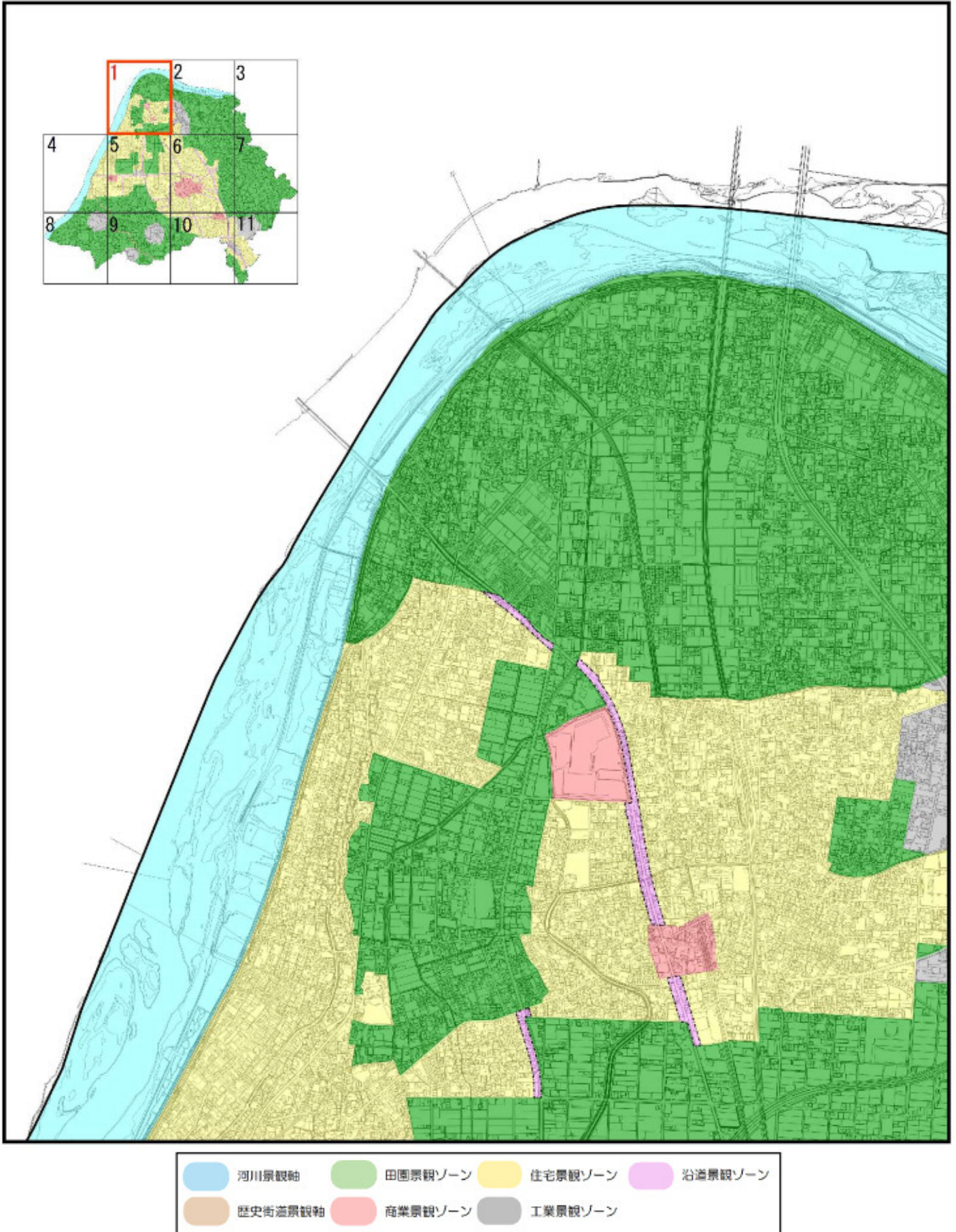


資料：「マンセル表色系」日本工業規格 J I S Z 8721

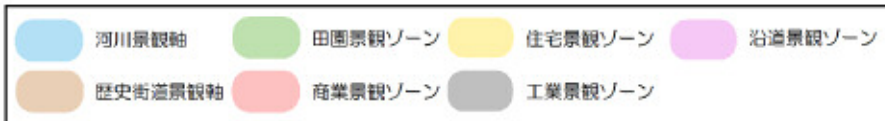
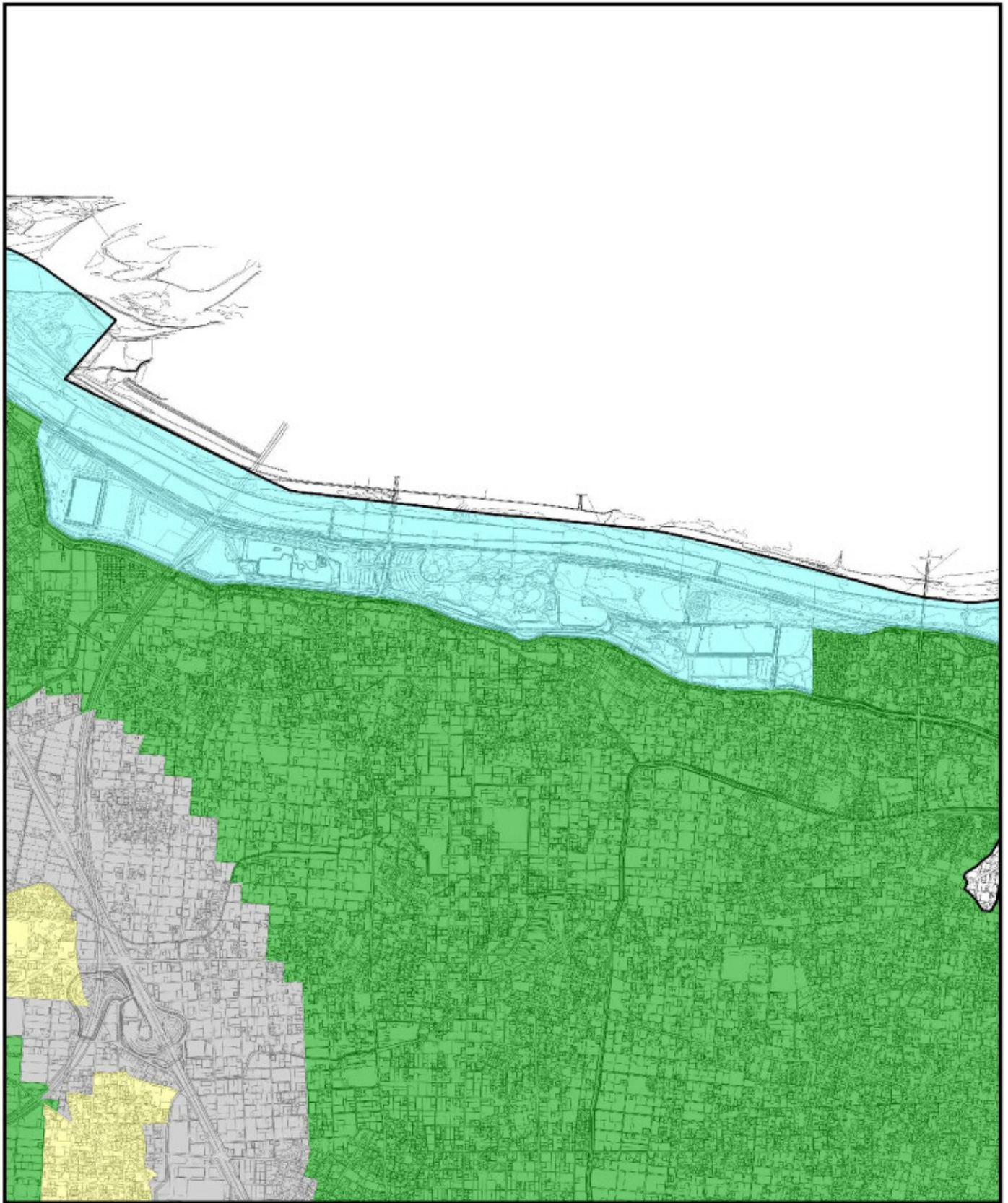
5 届出の対象となる区域（詳細図）



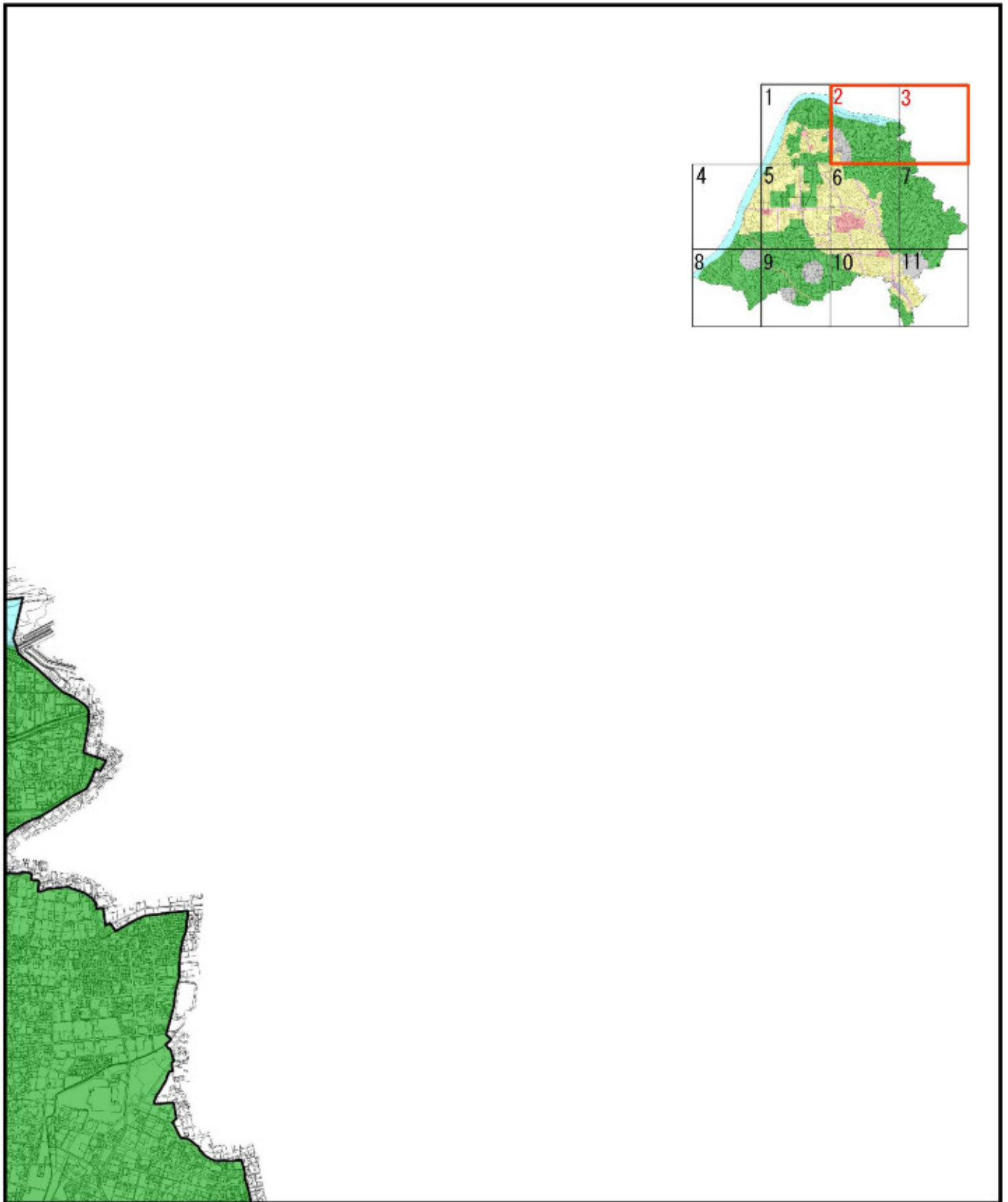
詳細図 1



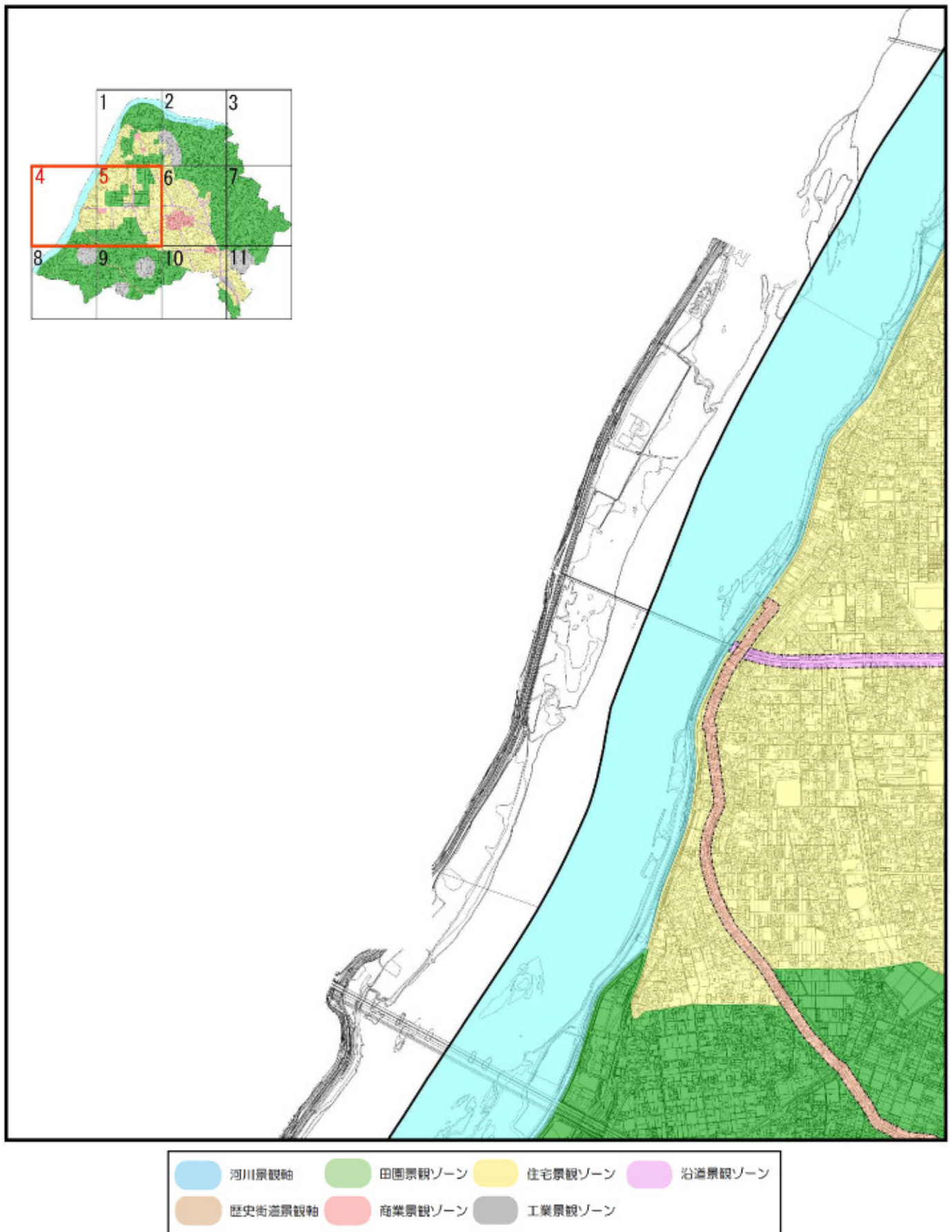
詳細図 2



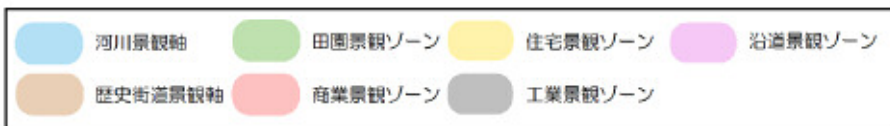
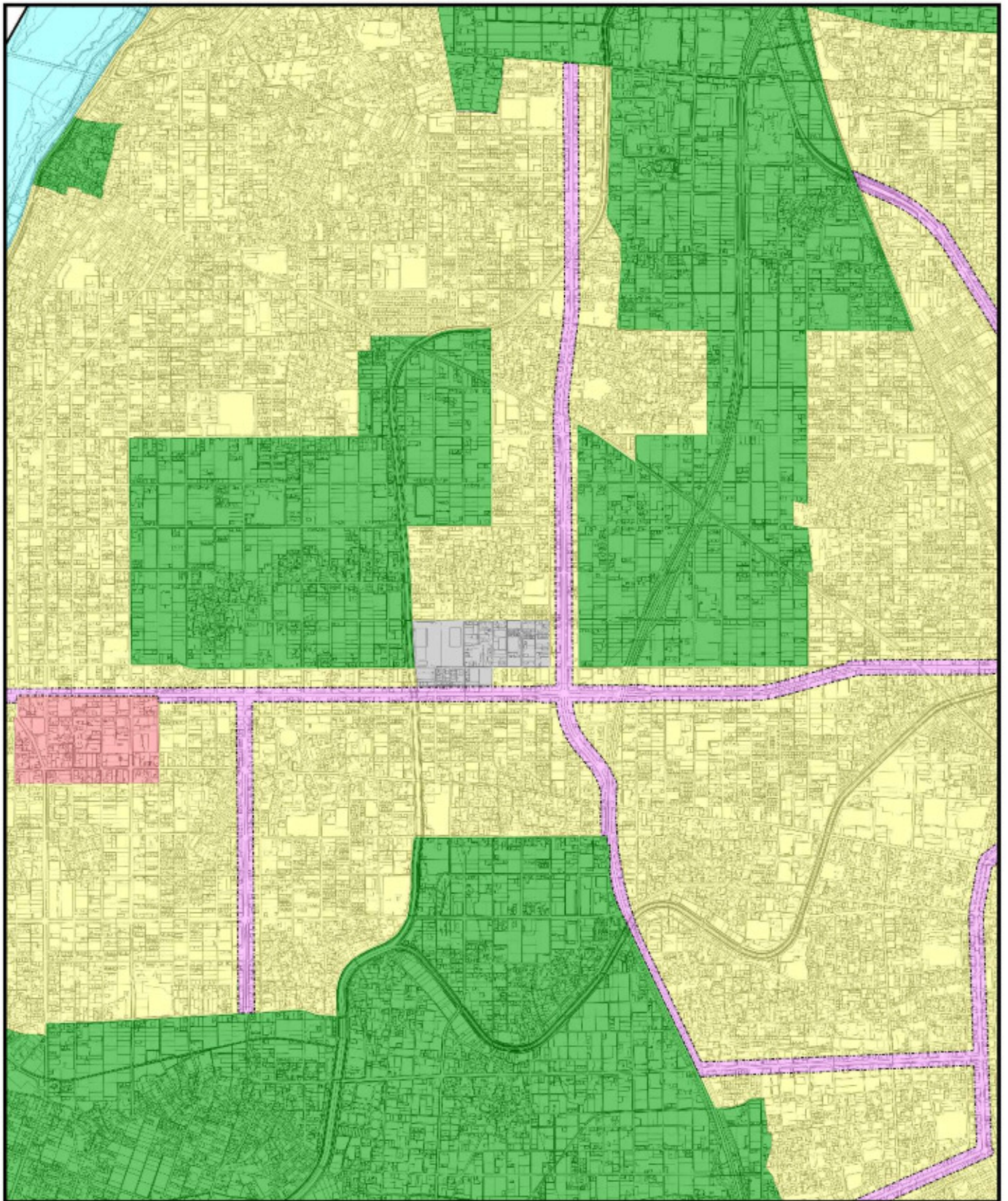
詳細図 3



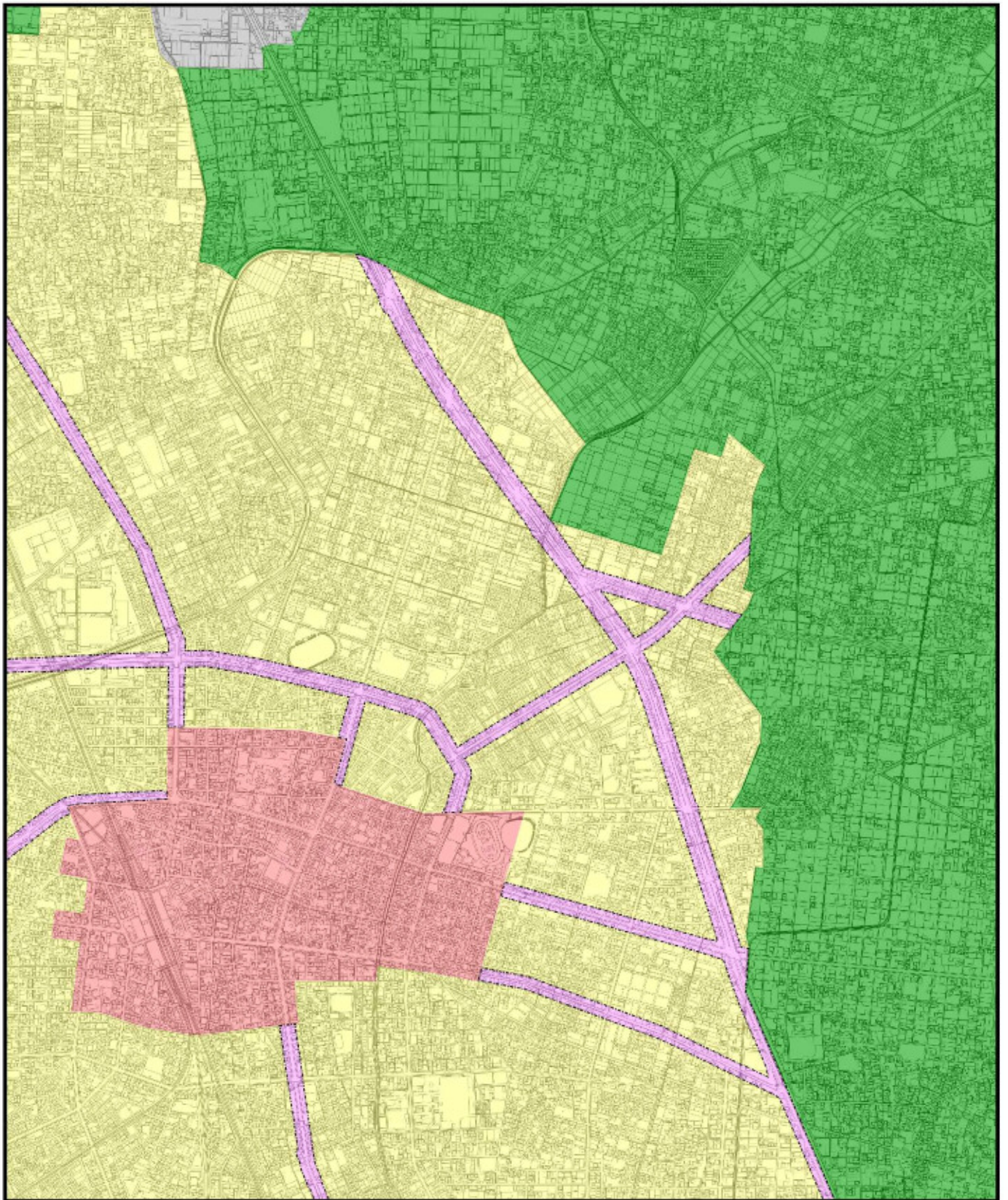
詳細図 4



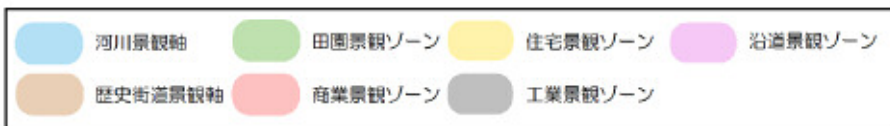
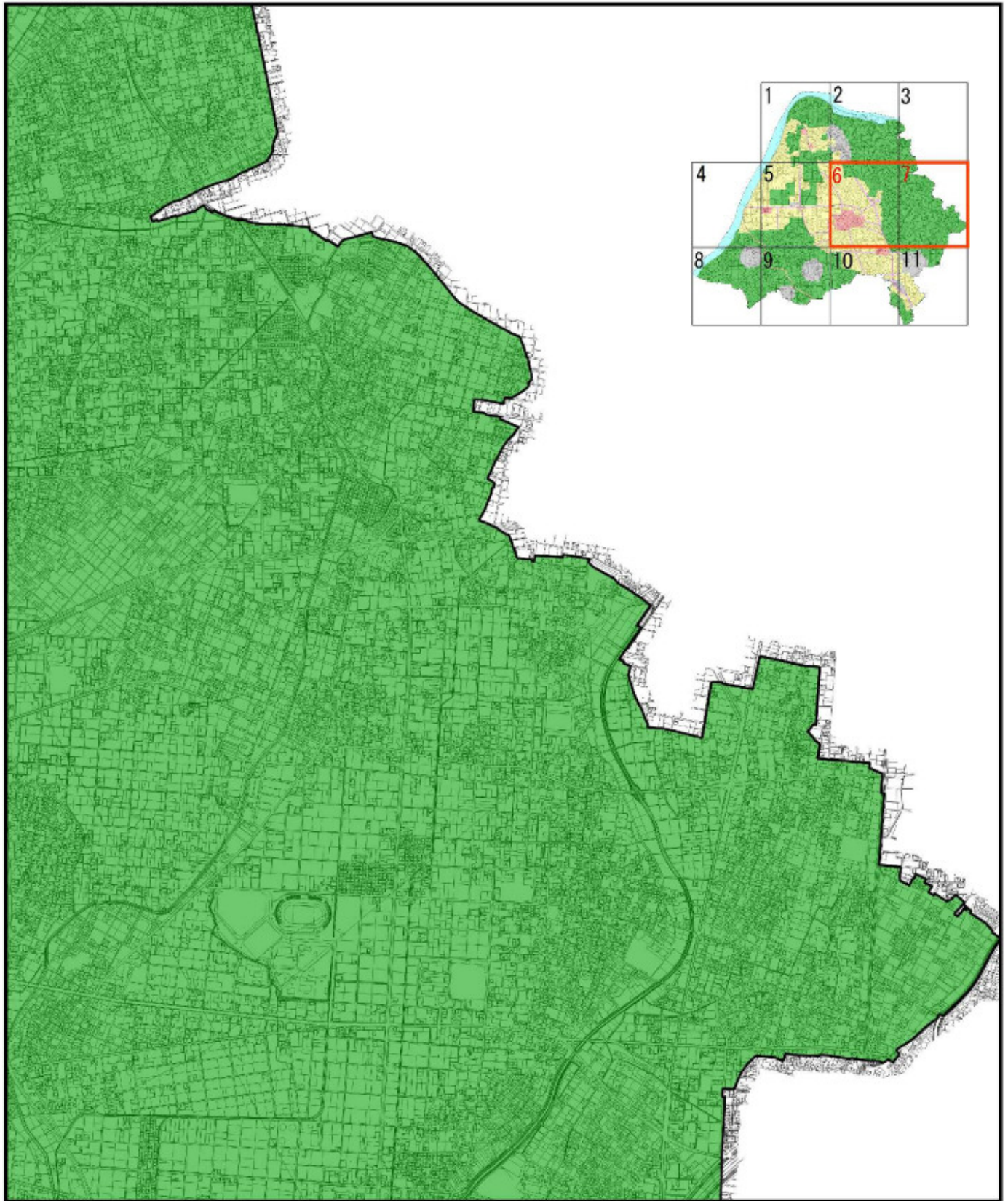
詳細図 5



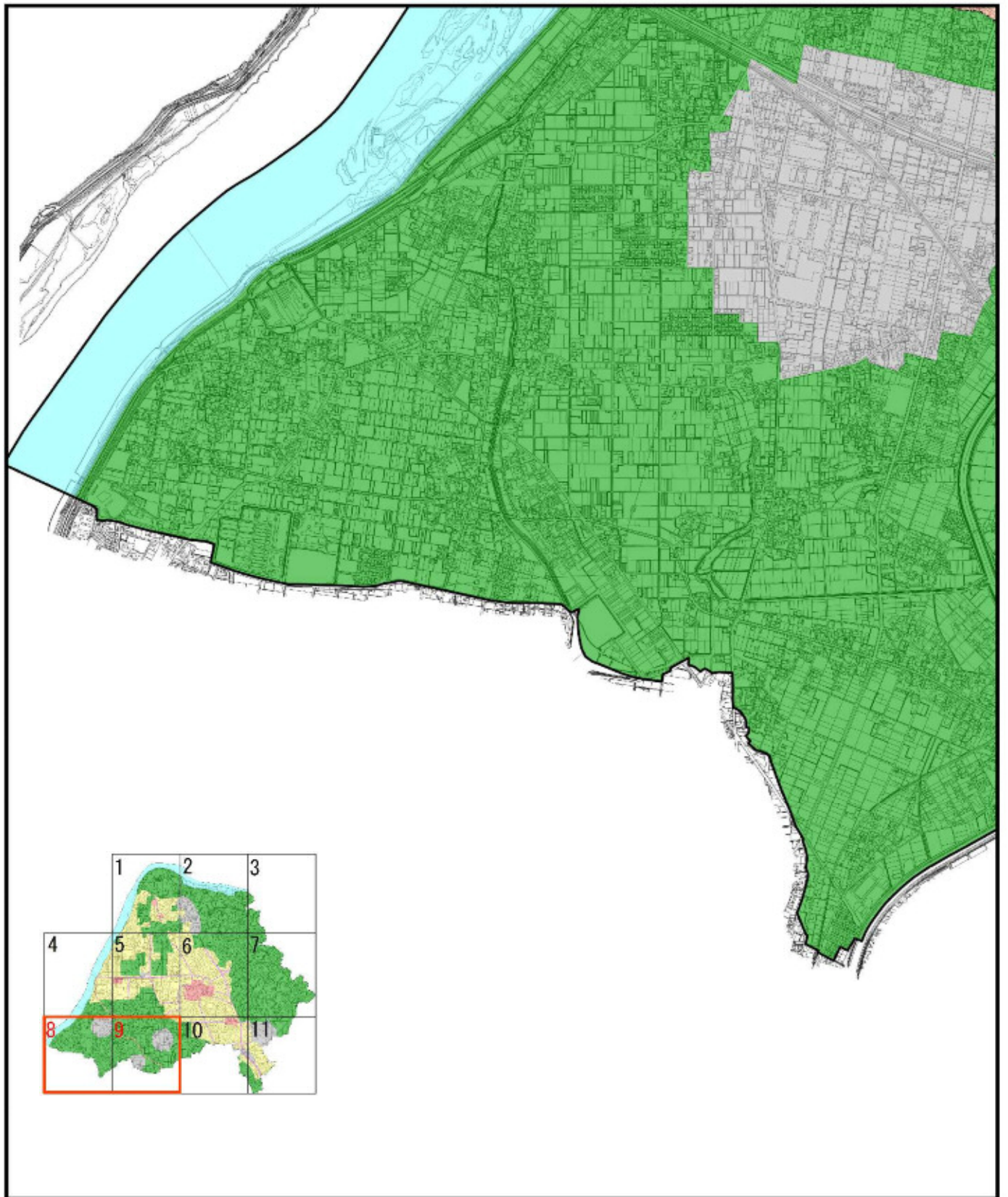
詳細図 6



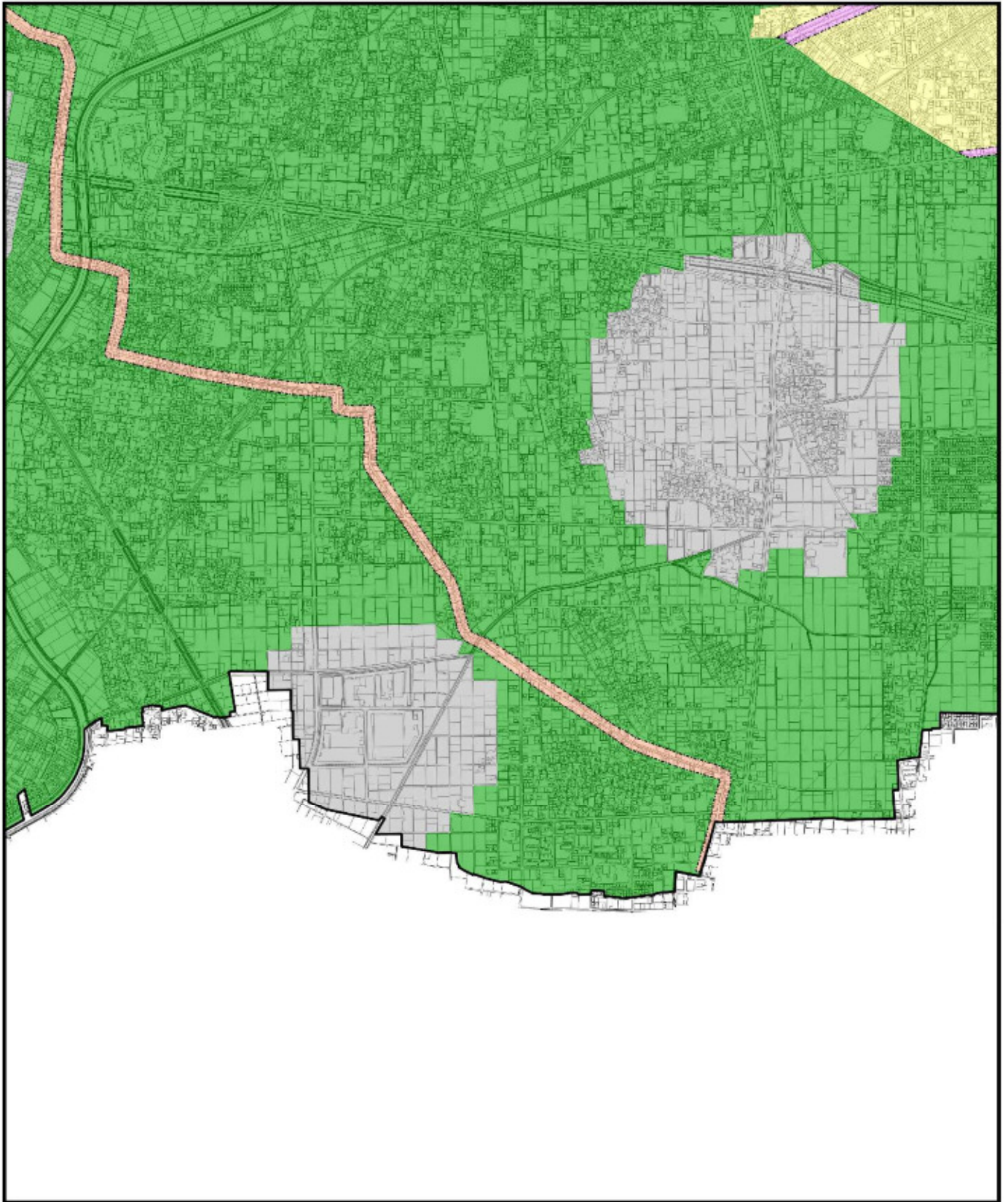
詳細図 7



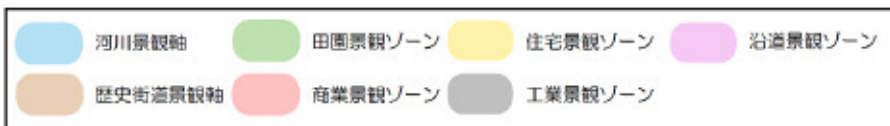
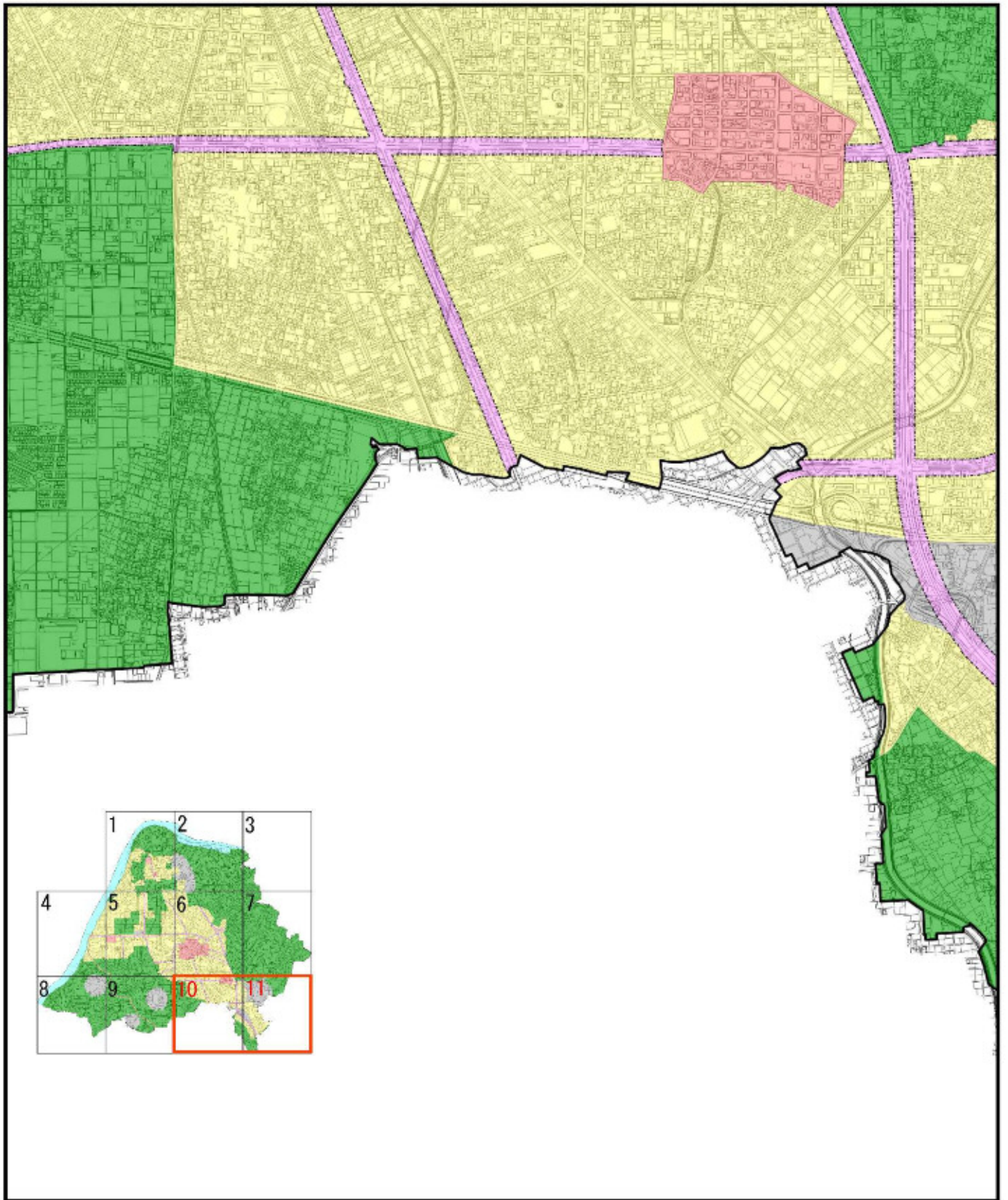
詳細図 8



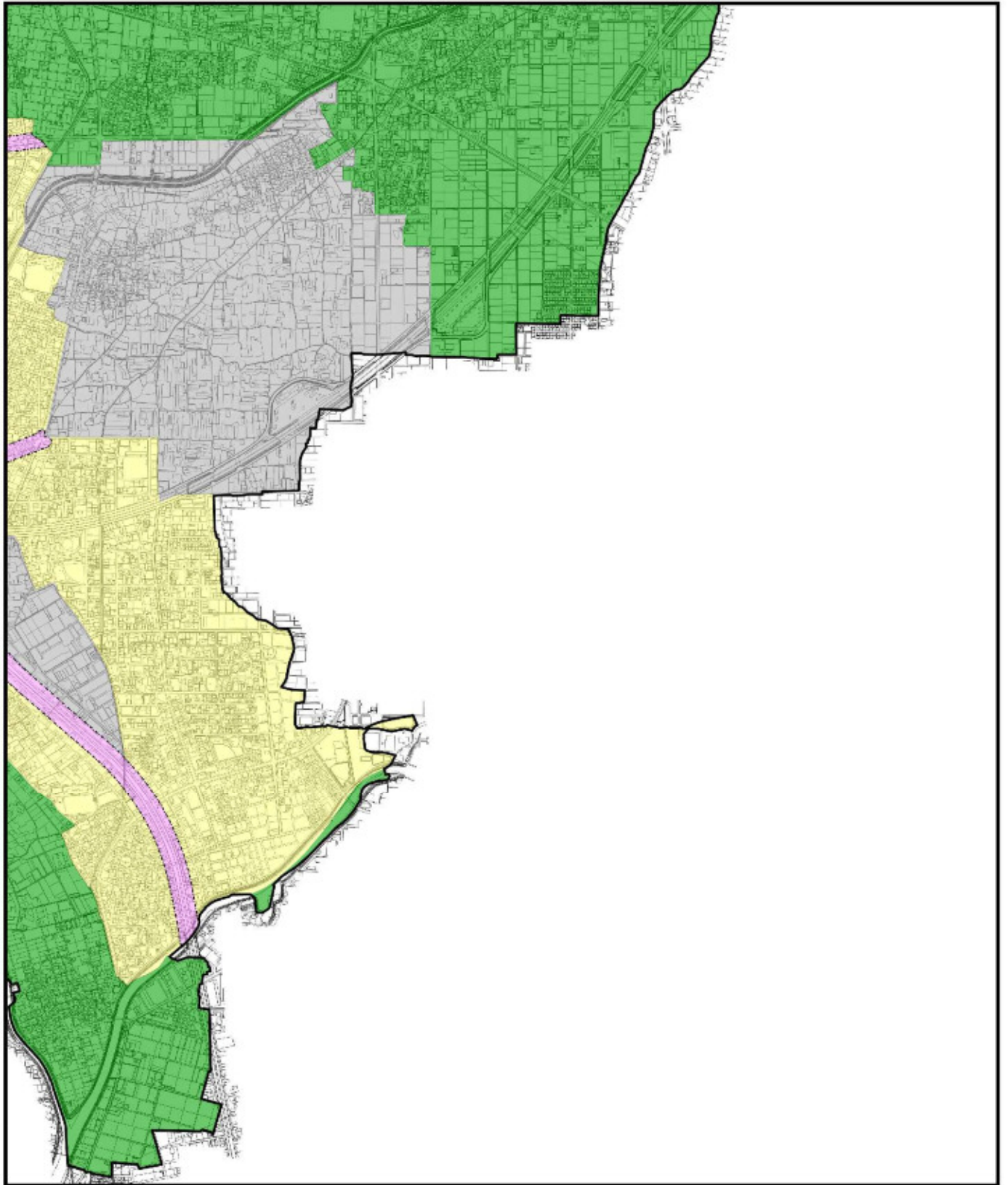
詳細図 9



詳細図 10



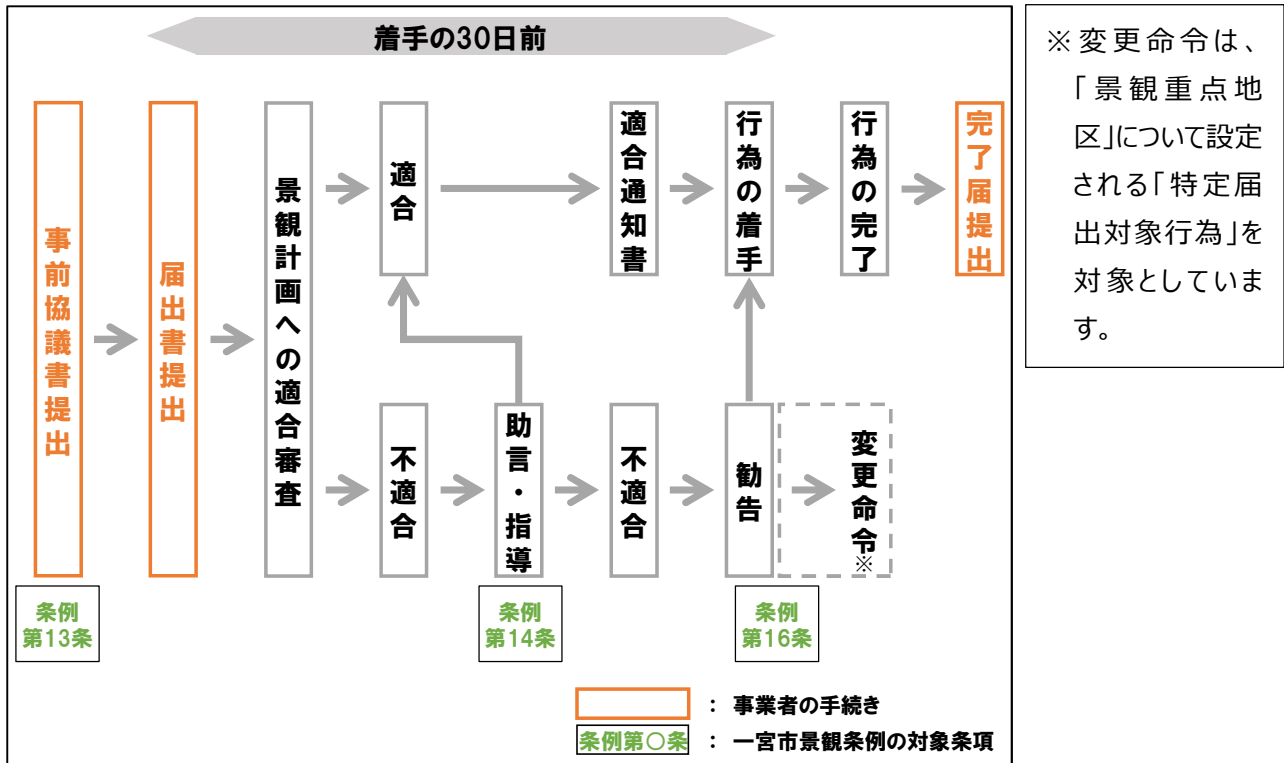
詳細図 1 1



6 届出手続きの流れ

良好な景観形成を推進するため、周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある一定規模以上の行為（届出対象行為）については「一宮市景観形成基準」に基づき、行為の着手 30 日前までに市への届出をお願いします。また、届出書の提出に先立ち、届出書の審査の円滑化のため、事前協議を行ってください。工期に余裕をもって協議をお願いします。

【届出フロー】



7 届出に必要な添付図書

行為の区分	図書	記載内容等
法第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる行為（建築物の建築等）	位置図	方位及び行為地(1/2500以上)
	配置図	敷地の境界線及び建築物の位置(1/200以上)
	平面図	各階間取り及び用途
	各面の立面図(着色)	仕上げ方法及び色彩（マンセル値）及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺状況
法第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる行為(工作物の建設等)	位置図	方位及び行為地(1/2500以上)
	配置図	敷地の境界線及び工作物の位置(1/200以上)
	各面の立面図(着色)	仕上げ方法及び色彩(マンセル値)及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺状況
法第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為(開発行為)	位置図	方位及び行為地(1/2500以上)
	平面図	方位、行為地の境界線、断面の位置及び切土、盛土その他の表示
	断面図	行為前後の土地の状況を対比できる縦断面及び横断面
	現況写真	行為地及びその周辺状況

様式第1（第4条関係）

事前協議・確認書

年 月 日

（あて先）一宮市長

申出者 住 所

氏 名

一宮市景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり景観計画区域内における行為について協議を申し出ます。

景観計画区域	<input type="checkbox"/> 河川景観軸 <input type="checkbox"/> 歴史街道景観軸		
	<input type="checkbox"/> 田園景観ゾーン <input type="checkbox"/> 商業景観ゾーン <input type="checkbox"/> 住宅景観ゾーン <input type="checkbox"/> 工業景観ゾーン <input type="checkbox"/> 沿道景観ゾーン		
行為地の所在・地番	一宮市		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
連絡先	住 所 氏 名 電話番号		

- （注） 1 該当する□の中に 印を付けてください。
 2 該当する項目を記入してください。
 3 別紙も記入してください。

第 号 年 月 日
(申出者) 様 一宮市長
上記の件については、一宮市景観条例第13条第4項の規定により、協議が終了した旨を通知します。

備考 景観法16条第1項の規定による届出を行う際は、本事前協議・確認書の写しを添付してください。

【別紙】

建築物	主要用途				構造				
	敷地面積		届出部分		既存部分		合計		
			m ²		m ²		m ²		
	建築面積		m ²		m ²		m ²		
	延べ面積		m ²		m ²		m ²		
	高さ		m		m		m		
	屋根		仕上げ材		マンセル値				
	外壁	仕上げ材							
		全体の面積		色彩基準内の面積・マンセル値		色彩基準外 の面積・マンセル値		全体における色彩基準外の面積割合	
				面積	マンセル値	面積	マンセル値	%	
北面		m ²	m ²		m ²				
東面		m ²	m ²		m ²				
西面		m ²	m ²		m ²				
南面		m ²	m ²		m ²				
種類				構造					
高さ（延長）				敷地面積					
外観	仕上げ材								
	全体の面積		色彩基準内の面積・マンセル値		色彩基準外 の面積・マンセル値		全体における色彩基準外の面積割合		
			面積	マンセル値	面積	マンセル値	%		
面	m ²	m ²		m ²					
開発行為	行為の面積		m ²		行為後ののり面又は擁壁の高さ		m		
	切土・盛土の高さ		切土		m		盛土		
						m			

(注) 該当する項目を記入してください。

様式第2（第5条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

（あて先）一宮市長

届出者 住 所
氏 名

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域	<input type="checkbox"/> 河川景観軸 <input type="checkbox"/> 歴史街道景観軸		
	<input type="checkbox"/> 田園景観ゾーン <input type="checkbox"/> 商業景観ゾーン <input type="checkbox"/> 住宅景観ゾーン <input type="checkbox"/> 工業景観ゾーン <input type="checkbox"/> 沿道景観ゾーン		
行為地の所在・地番	一宮市		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
連絡先	住 所 氏 名 電話番号		
その他協議事項			

- （注） 1 該当する□の中に 印を付けてください。
2 該当する項目を記入してください。
3 別紙も記入してください。
4 周辺住民への説明に努めてください。

【別紙】

建築物	主要用途				構造				
			届出部分		既存部分		合計		
	敷地面積								
	建築面積								
	延べ面積								
	高さ								
	屋根		仕上げ材				マンセル値		
	仕上げ材								
			全体の面積		色彩基準内の面積・マンセル値		色彩基準外 の面積・マンセル値		全体における 色彩基準外 の面積割合
	北面		面積		マンセル値		面積		マンセル値
東面		面積		マンセル値		面積		マンセル値	
西面		面積		マンセル値		面積		マンセル値	
南面		面積		マンセル値		面積		マンセル値	
工作物	種類				構造				
	高さ（延長）				敷地面積				
	仕上げ材								
			全体の面積		色彩基準内の面積・マンセル値		色彩基準外 の面積・マンセル値		全体における 色彩基準外 の面積割合
	面		m ²		m ²		m ²		%
開発行為	行為の面積		m ²		行為後ののり面 又は擁壁の高さ		m		
	切土・盛土の高さ		切土		m 盛土		m		

(注) 該当する項目を記入してください。

様式第7（第9条関係）

景観計画区域内行為完了・中止届出書

年 月 日

（あて先）一宮市長

届出者 住所

氏名

年 月 日付けで届け出た次の行為について、当該行為を（完了・中止）したので、一宮市景観条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 中止	
景観計画区域	<input type="checkbox"/> 河川景観軸 <input type="checkbox"/> 歴史街道景観軸	
	<input type="checkbox"/> 田園景観ゾーン <input type="checkbox"/> 商業景観ゾーン <input type="checkbox"/> 住宅景観ゾーン <input type="checkbox"/> 工業景観ゾーン <input type="checkbox"/> 沿道景観ゾーン	
行為地の所在・地番	一宮市	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為	
適合通知書の番号	第 号	
中止の理由		

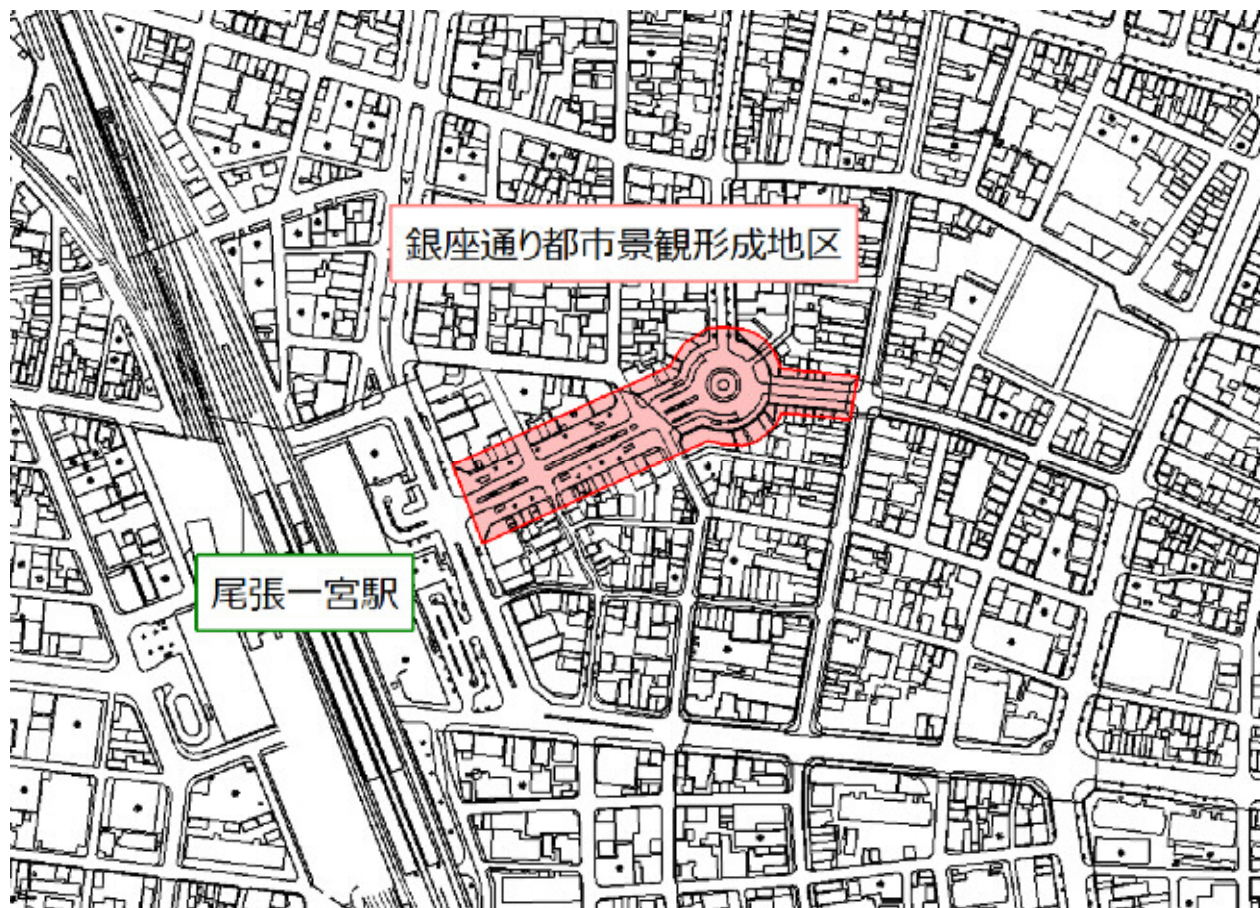
備考 行為完了後の写真を添付してください。

5 銀座通り都市景観形成地区の届出

1 都市景観形成地区の届出について

本市のシンボルロードである銀座通りに接する敷地において、以下の行為をする際には、一宮市都市景観条例 15 条に基づく届出が必要です。

【対象エリア図】



【対象エリア】

銀座通り（一宮市栄3丁目～本町2丁目）に直に接する敷地、又は空地の区域（下記の区域にその一部、又は全部が含まれる土地）

【届出対象】

都市景観形成地区内において、次の各項のいずれかに該当する行為をしようとする方が対象となります。

1. 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模の修繕、大規模の模様替え又は外壁面の色彩の変更
2. 工作物の新設、増設、改造、移転、除却、大規模の修繕、大規模の模様替え又は外観の色彩の変更
3. 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更
4. 土地の形質の変更
5. 竹木の伐採又は植栽

【届出様式】

様式第1(第4条関係)

都市景観形成地区内行為届出書

年 月 日

(あて先)一宮市長

届出者 住所
氏名

一宮市都市景観条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市景観形成地区の名称					
行為地の所在・地番		一宮市			
設計者の住所・氏名		(電話)			
施工者の住所・氏名		(電話)			
行為の種類	1 建築物の新築、増築、改築、移転、除却 大規模の修繕、大規模の模様替え又は外壁面の色彩の変更	主要用途	構造		
			届出部分	届出以外の部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		階数	地上階、地下階	高さ	m
		屋根	仕上げ方法	色彩	
	外壁	仕上げ方法	色彩		
	2 工作物の新設、増設、改造、移転、除却 大規模の修繕、大規模の模様替え又は外観の色彩の変更	種類	構造		
		高さ (地上からの高さ)	m (m)	面積	m ²
		仕上げ方法	色彩		
	3 告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更	種類	数量		
		表示面積	m ²	主な表示内容	
色彩					
4 土地の形質の変更	行為の面積	m ²			
	施工面積	<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	切土・盛土の高さ	切土 m	盛土 m		
	行為後ののり面の高さ	m			
5 竹木の伐採又は植栽	現況竹木面積	m ²	伐採又は植栽の面積	m ²	
	伐採又は植栽の樹種等	樹種	樹高	m	
	伐採又は植栽の数量	<input type="checkbox"/> 皆伐 (本) <input type="checkbox"/> 択伐 (本)		<input type="checkbox"/> 植栽 (本)	
着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日		

(注) 1 届出をしようとする行為の種類に○印を付けてください。

2 該当する□の中にレ印を付けてください。